

公立大学法人周南公立大学の中期目標にかかる業務実績評価実施要領

令和8年2月3日決定
周南市公立大学法人評価委員会

この実施要領は、周南市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中間評価」という。）及び中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）の実施に関し、「公立大学法人周南公立大学の業務実績評価の基本的な考え方」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 実施方法

中間評価及び期間評価は、法人が提出する業務実績報告書を基に行うものとし、法人は、当該報告書に自己点検・自己評価結果を記載するものとする。評価委員会は、当該報告書及び法人への聴取、現地視察等により業務実績の状況を確認し、評価を行う。

2 評価の手順

（1）法人による自己点検・評価

ア 小項目別評価

法人は、中期計画の記載項目（小項目）ごとに、業務の実績を明らかにするとともに、評価指標の達成状況も踏まえ、以下の5段階により自己評価する。

評価	定義 (上段：中間評価、下段：期間評価)	判断の目安
5	中期計画を大幅に上回って実施となる見込み	特に優れるもしくは顕著な成果がある（達成度120%以上）
	中期計画を大幅に上回って実施	
4	中期計画を上回って実施となる見込み	上回るもしくは十分な実施状況（達成度100%以上120%未満）
	中期計画を上回って実施	
3	中期計画をおおむね実施となる見込み	実施（達成度90%以上100%未満）
	中期計画をおおむね実施	
2	中期計画の実施が不十分となる見込み	下回るもしくは実施が不十分（達成度70%以上90%未満）
	中期計画の実施が不十分	
1	中期計画を大幅に下回る見込み	特に劣るもしくは実施していない（達成度70%未満）
	中期計画を大幅に下回る	

備考：小項目別評価における判断の目安

(1) 中期計画に掲げる評価指標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100% であったときを 5」、

「達成度が 95% 以上 100% 未満であったときを 4」、「達成度が 90% 以上 95% 未満であったときを 3」、「達成度が 70% 以上 90% 未満であったときを 2」、「達成度が 70% 未満であったときを 1」とする。

(2) 中期計画に掲げる評価指標が「〇〇について検討する（取り組む）」ことを内容とするものである場合には、「当該取組の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該取組の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該取組の結果、所期の結論（成果物）を得たときを 3」、「所期の結論（成果物）を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組なしを 1」とする。

イ 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の次の事項（以下「大項目」）ごとに、達成状況について記述式により自己評価する。

- I 教育研究等の質の向上に関する目標
- II 地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標
- III 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- IV 財務内容の改善に関する目標
- V 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
- VI その他業務運営に関する重要事項

ウ 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、中期目標全体の達成状況について記述式により総合的な自己評価を行う。

(2) 評価委員会による評価

ア 小項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書その他の資料の確認、及び法人への聴取等により、中期計画の実施状況の調査・分析を行う。

その結果を踏まえて、小項目ごとの進捗状況について、上記（1）アに定める評価基準に沿って評価を行う。なお、判断基準はあくまでも目安であり、取組の実績、法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

その際、法人による評価と評価委員会による判断が異なる場合は、その評価結果及び理由等を示す。また、その他、評価委員会において必要がある場合はコメントを付す。

イ 大項目別評価

評価委員会は、上記アの小項目別評価の結果を踏まえ、大項目ごとの中期目標の達成状況を次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。

評価	定義 (上段：中間評価、下段：期間評価)	判断の目安
s	中期目標を上回る顕著な成果が得られる見込みである	小項目別評価の各項目の評定の平均値が4.3以上であり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組があると評価委員会が認める場合
	中期目標を上回る顕著な成果が得られている	
a	中期目標を十分に達成する見込みである	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下であり、かつ、評価委員会が「a」と認める場合
	中期目標を十分に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「a」と認める場合
b	中期目標をおおむね達成する見込みである	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下であり、かつ、評価委員会が「b」と認める場合
	中期目標をおおむね達成している	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「b」と認める場合
c	中期目標の達成が不十分となる見込みである	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下であり、かつ、評価委員会が「c」と認める場合
	中期目標の達成が不十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「c」と認める場合

d	中期目標の達成が著しく不十分となる見込みであり、重大な改善事項がある	小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.8以下であり、重大な改善の必要があると評価委員会が認める場合
	中期目標の達成状況が著しく不十分であり、重大な改善事項がある	

ウ 全体評価

評価委員会は、上記イの大項目別評価の結果を踏まえ、中期目標全体の達成状況を次の5段階により評価するとともに、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

評価	定義 (上段：中間評価、下段：期間評価)	判断の目安
S	中期目標を上回る顕著な成果が得られる見込みである	大項目別評価及び中期目標期間中の法人の諸事情等から総合的に勘案し、評価
	中期目標を上回る顕著な成果が得られている	
A	中期目標を十分に達成する見込みである	
	中期目標を十分に達成している	
B	中期目標をおおむね達成する見込みである	
	中期目標をおおむね達成している	
C	中期目標の達成が不十分となる見込みである	
	中期目標の達成が不十分である	
D	中期目標の達成が著しく不十分となる見込みであり、重大な改善事項がある	
	中期目標の達成状況が著しく不十分であり、重大な改善事項がある	

3 その他

この実施要領は、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえで見直しを行う。

附 則

この要領は、令和8年2月3日から施行する。